

「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」関連施策 進捗状況

| 番号        | 事項 | 事業名                              | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定  | 担当   |               |
|-----------|----|----------------------------------|---|--|--|--|---------------|
| 1<br>就業支援 | 1  | ア ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業           | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業  | ひとり親家庭の母等に対する、就業相談、就職情報の提供、就業支援講習会、無料での職業紹介等一貫した就業支援サービスを行う事業を実施。  | 就業相談件数 <b>2,649件</b> 〈2,675件〉<br>新規登録者数 <b>793件</b> 〈975件〉<br>就職者数 <b>289件</b> 〈427件〉  | 引き続き事業を実施し、個別に社会福祉法人や民間企業を訪問する等により、様々な職種の求人開拓を行うなど職業紹介機能の充実を図り、さらなる就業実績の向上をめざす。                    | こども青少年局こども家庭課 |
|           | 2  | イ 区保健福祉センターにおける就業相談              | ひとり親家庭サポーター事業   | ひとり親家庭の母・父等を対象に、週2回程度、区保健福祉センターにおいて、就業支援の専門知識をもつひとり親家庭サポーターが、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を実施している。   | 就職者数 <b>197人</b> 〈263人〉  | 引き続き事業を実施し、ひとり親家庭等の就業自立に向けた継続的、計画的支援が行えるよう相談体制の整備を図る。  | こども青少年局こども家庭課 |
|           | 3  | ウ しごと情報ひろば総合就労サポート事業による職業相談・職業紹介 | しごと情報ひろば総合就労サポート事業  | ・市内4カ所(天下茶屋、西淀川、平野、クレオ大阪西・マザーズ)の「しごと情報ひろば」において、無料の職業相談・紹介事業を実施。天下茶屋・西淀川・平野ではハローワークと一体的窓口として豊富な求人情報を活用した就労支援を実施し、クレオ大阪西・マザーズにおいては相談者ニーズに応じた求人開拓を地域へ出向き行うなど、地域での雇用の創出・確保に向けた就労支援を実施。<br>・「しごと情報ひろばクレオ大阪西・マザーズ」において、女性のための無料の職業相談・紹介事業を実施。また、ニーズに応じた求人開拓について充実を図る。さらに、出張相談会や求職者が集う場所へ出向いての相談会の実施とともに、女性の活躍促進に向けて実施されるイベントと連携し、女性の就職支援・社会進出に向けた取組を行う。<br>・若年者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親など、「働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱える求職者」に対し、地域就労支援センターと一部の区役所で就労相談を実施。  | 相談件数 <b>30,528件</b> 、うちクレオ大阪西・マザーズ <b>1,516件</b> 〈30,158件、うちクレオ大阪西・マザーズ 2,034件〉<br>就職件数 <b>2,070件</b> 、うちクレオ大阪西・マザーズ <b>159件</b> 〈2,802件、うちクレオ大阪西・マザーズ 366件〉 | 引き続き事業を実施する。   | 市民局雇用女性活躍推進課  |
|           | 4  | エ ひとり親家庭自立支援給付金事業                | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ア. 自立支援教育訓練給付金(令和元年度制度拡充)<br>自主的に行う職業能力の開発を促進するため、就業相談を通じて指定した講座を受講した場合に、受講終了後に費用の6割相当額(上限20万円 下限1万2千円)を支給。専門実践教育訓練給付金は、6割相当額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超える時は、修学年数に20万円を乗じて得た額(上限80万円)<br>イ. 高等職業訓練促進給付金等(令和元年度制度拡充)<br>・高等職業訓練促進給付金<br>看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上修業する場合で、就業・育児と修業との両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、修業期間の全期間(上限3年、一部上限4年)に支給する。<br>(①市民税非課税世帯 月額14万1千円 ②市民税課税世帯 月額7万5千円(最終学年月額11万5千円)・修了支援給付金(①市民税非課税世帯 5万円②市民税課税世帯 2万5千円)<br>ウ. 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(平成27年度開始、平成30年度制度拡充)<br>ひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金として受講費用の6割相当額(上限15万円)を支給。<br>また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金として、さらに受講費用の4割相当額(上限10万円)を支給。<br>エ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(平成28年度開始)<br>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、入学にかかる経費として50万円を上限に貸付を行う。 | ア 講座指定 <b>112人</b> 〈108人〉<br>支給 <b>63人</b> 〈72人〉<br>イ 支給 <b>232人</b> 〈218人〉<br>ウ 講座指定 <b>9人</b> 〈8人〉<br>支給 <b>7人</b> 〈6人〉<br>エ 貸付件数 <b>53件</b> 〈63件〉         | 引き続き事業を実施し、ひとり親家庭の安定した就労のための職業能力開発の支援及び修業期間中の安定した生活の支援を行う。相談体制の整備を図ることにより、より効果的な講座受講・資格取得となるよう努める。 | こども青少年局こども家庭課 |
|           | 5  | オ ひとり親家庭専門学校等受験対策事業              | ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金、専門学校受験対策講                                  | ひとり親家庭専門学校等受験対策事業(平成30年度開始)<br>就職に有利な資格の取得のため、養成機関への入学をめざすひとり親で、受験対策が必要な者を対象に、早期の資格取得及び安定した就労へ結び付けることを目的に受験対策講座を実施するとともに、予備校等の費用を受講終了後及び合格時に支給。  | 講座指定 <b>49件</b> 〈39件〉<br>修了時給付 <b>42件</b> 〈31件〉<br>合格時給付 <b>37件</b> 〈26件〉  |  | こども青少年局こども家庭課 |

| 番号            | 事項                          | 事業名                      | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定  | 担当                            |
|---------------|-----------------------------|--------------------------|---|--|--|-------------------------------|
| 6             | カ 総合評価一般競争入札(政策提案型)の実施      | 総合評価一般競争入札(政策提案型)の実施     | 本市が発注する庁舎清掃業務委託契約等を対象に、価格評価のほかに技術的評価及び就職困難者の雇用取組み等の公共性評価を行う政策提案型の総合評価一般競争入札を実施し、政策課題の解決に寄与する。   | 平成30～令和2年度<br>・雇用者数(就職に向けた支援が必要な人) 8名(実績0名)<br><br>平成30～令和3年度<br>・雇用者数(就職に向けた支援が必要な人) 4名(実績0名)<br><br>令和元～令和3年度<br>・雇用者数(就職に向けた支援が必要な人) 8名(実績0名)<br><br>令和元～令和4年度<br>・雇用者数(就職に向けた支援が必要な人) 1名(実績0名)<br><br>令和2～令和5年度<br>・雇用者数(就職に向けた支援が必要な人) 4名(実績0名)<br><br>※( )内は「大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター」からの雇用人数 | 令和3年度は、「大阪府役所本庁舎清掃業務委託 長期継続」他6件に就職困難者の新規雇用に関する取組みを評価項目として適用。   | 契約管財局契約課<br>業務委託・物品契約<br>グループ |
| 7             | キ 母子父子福祉団体等への優先的な事業発注       | 母子父子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注    | 売店の優先許可の普及や、本市及び監理団体等からの事業委託等、母子・父子福祉団体等に対する優先的な事業発注に努める。   | 売店の優先許可<br>指定管理者施設 3店〈3店〉  | ひとり親家庭等の就業自立を推進するため、引き続き母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注を促進する。<br>また、母子・父子福祉団体からの役務の提供を受ける契約において随意契約が可能である制度を活用し、母子家庭の母、父子家庭の父等の就業機会の創出に努める。                   | こども青少年局こども家庭課                 |
| 8             | ク ひとり親家庭等の雇用の促進及び啓発・情報提供の推進 | ひとり親家庭の雇用に関する啓発・情報提供の推進  | 母子家庭等就業支援関係機関が連携し、経済団体等に対し、ひとり親家庭の母・父及び寡婦の就業促進に向け理解を深めるよう研修会等の場を活用して啓発を行う。  | 3区において計4回実施〈同左〉  | ひとり親家庭等の就業自立を推進するため、引き続き就業支援関係機関が連携し、経済団体等に対し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の就業促進に向け理解を深めるよう研修会等の場を活用して啓発を行う。   | こども青少年局こども家庭課                 |
| 9             | ケ 企業における女性活躍の推進             | 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業 | 「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、市が一定の基準に則り認証し、その企業等が社会的に認知されることでその取組みが広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施する。              | 認証 95件〈87件〉<br>チャレンジ企業認証 3件〈16件〉   | 引き続き、認証事業の周知に努め、事業を実施する。   | 市民局雇用女性活躍推進課                  |
| 10            | コ 雇用環境の整備                   | 雇用環境の整備                  | 子育てをする労働者の職業生活と家庭生活の両立ができる雇用環境を整備するため国・大阪府と連携し、「テレワーク応援セミナー」や「企業主導型保育施設活用セミナー」を開催し実際に取り組んでいる企業の事例を紹介するなど、制度等についての周知を図る。   | 令和2年9月24日「テレワーク応援セミナー&相談会」実施〈同会を実施〉<br>令和2年12月10日「企業主導型保育施設活用セミナー&保育施設との交流会」実施〈同会を実施〉  | 引き続き、諸制度について周知を図る。   | 市民局雇用女性活躍推進課                  |
| 11            | サ 多様な働き方の実現                 | 大阪働き方改革推進会議へ参画           | 大阪労働局、近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪府、大阪市、堺市、連合大阪、大阪商工会議所、金融機関等で構成する、「大阪働き方改革推進会議」に参画し、労働環境や処遇改善、女性の活躍促進等に向けた気運醸成など労働施策の重要課題について地域の関係者と情報共有、意見交換を行う。  | 令和2年5月29日 第7回大阪働き方改革推進会議開催(書面開催)<br>〈同会議を実施〉   | 引き続き、当該会議に参画し、働き方改革の諸課題について情報共有、意見交換を行う。   | 市民局雇用女性活躍推進課                  |
| 2<br>子育て・生活支援 | 12                          | ア 保育所等の入所時における利用調整基準への配慮 | 児童福祉法の規定に基づき保育施設等を利用する子どもについて利用調整を行う場合においては、国通知により、ひとり親家庭を保育の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこととされている。<br>これに基づき、本市の「保育利用調整基準」においては、ひとり親家庭で就労により子どもを保育できない家庭が、同条件で両親のいる家庭よりも優先的に利用できるよう配慮している。 | 入所児童数 <u>のべ665,989人</u> 〈のべ651,059人〉   | 引き続き、国通知に基づき実施する。  | こども青少年局保育企画課                  |
|               | 13                          | イ 保育所等入所枠の計画的な確保         | 国の「子育て安心プラン」を踏まえた保育を必要とするすべての児童の入所枠を確保するため、民間事業者による保育所等の整備や賃料等に係る経費の一部を補助することで整備の促進を図る。   | 整備状況 合計 <u>1,178人</u> 〈1,658人〉<br>・本園(新設) <u>11か所 839人</u> 〈14か所 1,211人〉<br>・本園(増改築) <u>5か所 95人</u> 〈6か所 58人〉<br>・認定こども園 <u>5か所 75人</u> 〈14か所 105人〉<br>・地域型保育事業所(新規) <u>10か所 169人</u> 〈14か所 248人〉  | 入所枠の拡大を図るため、引き続き整備を進める。<br>(参考)令和3年度予算 合計1,954人<br>・認可保育所等の創設 18か所 1,472人<br>・認定こども園の創設 3か所 150人<br>・地域型保育事業所の創設 16か所 304人<br>・認可保育所等の建替整備 5か所 28人 | こども青少年局保育企画課                  |

| 番号 | 事項                                    | 事業名                    | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定  | 担当                      |
|----|---------------------------------------|------------------------|---|--|--|-------------------------|
| 14 | ウ 延長保育事業、休日保育、夜間保育、一時預かり事業、病児・病後児保育事業 | 延長・夜間保育事業              | 保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要や夜間保育に対する需要に対応するため実施し、拡充に向け取り組んでいる。  | 延長保育実施 <b>466か所</b> 〈453か所〉<br>夜間保育所数 <b>5か所</b> 〈6か所〉   | 引き続き事業を実施し、拡充を図る。<br>(令和3年度予算:571か所)   | こども青少年局保育企画課            |
|    |                                       | 一時預かり事業                | 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。 | (令和3年3月31日現在)<br><b>76か所 のべ 35,081人利用</b> 〈74か所 のべ 65,033人利用〉  | 平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」に伴い、一時保育事業の中の2事業(一時預かり事業、特定保育事業)を「一時預かり事業」に統合し、引き続き事業を実施し、拡充を図る。<br>(令和3年度予算:84か所) | こども青少年局保育企画課・管理課(子育て支援) |
|    |                                       | 病児・病後児保育事業             | 保育所に通所している児童等が、病気の回復期である場合又は病気の回復期に至らない場合であることから、保育所等での集団保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない時、昼間に児童を預かる。   | <b>34か所 のべ 5,001人利用 (うち、ひとり親家庭減免適用者 のべ 218人利用)</b><br>〈35か所 のべ 13,709人利用(うち、ひとり親家庭減免適用者 のべ 809人利用)〉  | 令和3年度中に2か所の施設の新規開設をめざし、公募を実施。  | こども青少年局保育企画課・管理課(子育て支援) |
| 15 | エ 子どものショートステイ事業                       | 子どものショートステイ事業          | 就学前の子どもをもつ保護者が病気や出産、仕事の都合などで一時的に家庭での養育が困難になった時、1週間以内を原則として、乳児院・児童養護施設で子どもを預かり、子育てを支援する事業。   | 実施か所数 <b>14か所</b> 〈14か所〉<br>0・1歳児 <b>のべ 79人利用</b> 〈のべ 644人利用〉<br>2歳児以上 <b>のべ 273人利用</b> 〈のべ 314人利用〉  | 引き続き事業を実施する。   | こども青少年局管理課(子育て支援)       |
| 16 | オ 幼稚園の一時預かり事業                         | 幼稚園等における預かり保育の実施       | 保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しにくくなった地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園等で教育時間の前後及び長期休業中に預かり保育を実施。<br>なお、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」に伴い、市立幼稚園を含む新制度移行園については、本市事業として「一時預かり事業幼稚園型」を実施。  | 預かり保育実施園<br>市立幼稚園 <b>全園</b> 〈全園〉<br>私立幼稚園等 <b>46園</b> 〈43園〉  | 引き続き、幼稚園等で教育時間の前後及び長期休業期間中に預かり保育を実施し、子育て支援機能の充実を図る。  | こども青少年局管理課(幼稚園運営企画)     |
| 17 | カ 地域子育て支援拠点事業                         | 地域子育て支援拠点事業一般型(センター型)  | 子育てのノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用し、子育てと仕事の両立支援にとどまらず、乳幼児及びその保護者ならびに子育てに関心のある者等を対象に、相談事業や子育てについての実践指導など多様な形態の子育てを支援する事業。   | 実施か所数 <b>33か所</b> 〈34か所〉<br>相談件数 <b>12,071件</b> 〈14,883件〉<br>利用人員 <b>100,856人</b> 〈171,472人〉   | 33か所で事業を実施。  | こども青少年局管理課(子育て支援)       |
|    |                                       | 地域子育て支援拠点事業一般型(ひろば型)   | 主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、交流を図るための場を提供することにより、子育て中の親の子育てへの精神的不安感を軽減し、児童虐待の予防も図るとともに、子育て相談や地域の子育て関連情報を集まった親子に提供する等の事業。   | 実施か所数 <b>86か所</b> 〈83か所〉<br>相談件数 <b>32,206件</b> 〈26,947件〉<br>利用人員 <b>285,492人</b> 〈560,181人〉   | 89か所で事業を実施し、拡充を図る。   | こども青少年局管理課(子育て支援)       |
| 18 | キ 養育支援訪問事業                            | 養育支援訪問事業               | 産後まもない時期等にさまざまな原因で養育支援が必要な家庭に対して、児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るため、助産師等の専門職による育児に関する指導や、子ども家庭支援員による育児相談、エンゼルサポーターによる家事支援などを行うきめ細やかな訪問型の子育て支援を実施している。   | 訪問・派遣件数<br>ア 子ども家庭支援員 <b>249件(741回)</b> 〈258件(694回)〉<br>イ エンゼルサポーター <b>192件(1,645回)</b> 〈211件(1,930回)〉<br>ウ 保健師及び助産師 <b>427件(2,648回)</b> 〈496件(2,458回)〉  | 事業内容の周知を図るため、区の広報紙への掲載などに努めながら事業の拡大を図る。  | こども青少年局管理課(母子保健)・こども家庭課 |
| 19 | ク ファミリー・サポート・センター事業                   | ファミリー・サポート・センター事業      | 保護者が急用の場合、保護者に代わり子どもの保育所・幼稚園などへの送迎や預かりなど、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるとともに、保護者の日常の育児疲れに対するリフレッシュなどにも利用できる、市民同士が会員となって実施する子育ての相互援助活動を支援している。   | 依頼会員 <b>3,176人</b> 〈3,576人〉<br>提供会員 <b>1,277人</b> 〈1,316人〉<br>両方会員 <b>245人</b> 〈282人〉<br>活動件数 <b>17,265件</b> 〈22,215件〉   | 子育ての相互援助活動を活性化させるため、引き続き、会員数の増加に努める。   | こども青少年局管理課(子育て支援)       |
| 20 | ケ 地域における子育て活動の支援                      | 子育て活動支援事業              | 次代を担う子どもの健やかな育成と家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供する。<br>平成18年7月から、各区子ども・子育てプラザにおいて事業を開始。   | 利用者数 <b>248,701人</b> 〈780,401人〉  | 子育て情報の収集・提供、子育てサークル等の育成・支援、子育て支援講座の開催、児童の健全育成など、地域の子育て力の向上に資する事業を引き続き実施し、安心して子どもを産み、育てる環境作りを推進する。          | こども青少年局管理課(子育て支援)       |
|    |                                       | 区社会福祉協議会における子育て支援活動の充実 | 各区社会福祉協議会において、地域福祉活動への支援を行うスタッフである「地域活動担当スタッフ」が、「子ども・子育てプラザ」スタッフと連携をしながら、地域住民や子育て当事者が主催する子育てサロンやサークルの活動を支援し、啓発イベントの実施や連絡会を開くなど、地域における子育て支援活動を拡充している。  | 24区社会福祉協議会活動実績(人数については、のべカウント)<br>・子育てサロン・サークルへの支援<br>回数 <b>582回</b> 〈1,051回〉<br>支援者数 <b>1,348名</b> 〈4,567名〉<br>・啓発イベント<br>開催数 <b>13回</b> 〈64回〉<br>参加者数 <b>886名</b> 〈16,507名〉<br>・連絡会<br>開催数 <b>170回</b> 〈246回〉<br>参加者数 <b>2,375名</b> 〈4,198名〉<br>・その他(ボランティア向け講座等)<br>回数 <b>94回</b> 〈202回〉<br>参加者数 <b>1,280名</b> 〈2,312回〉 | 令和3年度24区社会福祉協議会活動予定<br>・啓発イベント<br>開催数 44回<br>・連絡会<br>開催数 200回<br>・その他(ボランティア向け講座等)<br>回数 104回              | 福祉局地域福祉課                |

| 番号 | 事項                  | 事業名                                | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉  | 令和3年度予定   | 担当                           |
|----|---------------------|------------------------------------|---|---|---|------------------------------|
| 21 | コ 放課後児童施策の推進        | 児童いきいき放課後事業                        | 市内の全市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業中などに、児童の健全な成長と発達を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などの活動を行っている。遊びの空間と時間を確保し、学年を超えた児童集団の中で、児童自らが主体的にいきいきとたくましく生きる力をはぐくむと共に、安心・安全な子どもの居場所を確保し、子育てを支援する。   | 登録児童数 <u>60,793人</u> 〈66,110人〉  | 引き続き事業を実施し、児童の居場所の確保と子育て支援を図る。  | こども青少年局青少年課(放課後事業)           |
|    |                     | 留守家庭児童対策事業                         | 留守家庭児童を対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るための事業実施者(学童保育所)に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助し、留守家庭児童の健全育成を図る。   | 登録児童数 <u>3,381人</u> 〈3,286人〉  | 引き続き、放課後における児童の健全育成を図る。   | こども青少年局青少年課(放課後事業)           |
| 22 | サ ひとり親家庭等日常生活支援事業   | ひとり親家庭等日常生活支援事業                    | ひとり親家庭等が一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合等に、家庭生活支援員を派遣したり、その自宅で保育を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施。   | ニーズに十分対応できるよう、家庭生活支援員の養成や有資格者の登録勧奨等を行い、家庭生活支援員の新規登録を図った。<br>家庭生活支援員登録者数 <u>514人</u> 〈475人〉<br>派遣家庭件数 <u>234件</u> 〈436件〉   | 引き続き事業を実施し、家庭生活支援員の新規登録を図るとともに、制度の利用促進のため広報周知を充実する。<br>・家庭生活支援員登録者の更新(5年に1回)を実施する。  | こども青少年局こども家庭課                |
| 23 | シ ひとり親家庭等生活支援事業     | ひとり親家庭等生活支援事業                      | ひとり親家庭の親や寡婦が直面する諸問題の解決や子どもの精神的安定を図るため、講習会や情報交換会、ひとり親家庭の交流会等を行うひとり親家庭等生活支援事業を各区で実施。  | 講習会参加者数 <u>1,672人</u> 〈2,460人〉  | 引き続き事業を実施し、地域の実情やひとり親家庭のニーズに応じた支援を進める。  | こども青少年局こども家庭課                |
| 24 | ス 母子生活支援施設における支援の充実 | 母子生活支援施設                           | 母子生活支援施設とは、配偶者のいない女性、またはそれに準ずる事情にある女性とその子どもが入所し、自立に向けて生活を支援する児童福祉法第23条に基づく児童福祉施設である。本市では、民設置民営の北さくら園、南さくら園、ポ・ドーム大念仏、リアン東さくらの4カ所が運営されている。<br>20年度より、セラピストによる心理療法を全施設において実施し、今後も継続していく。   | 引き続き4か所にて施設運営を行い支援を行った。専門的援助強化事業を継続して実施した。<br>延入所世帯数 <u>1,731世帯</u> 〈1,592世帯〉<br>専門的援助強化事業実績 のべ <u>788時間</u> 〈のべ575時間〉  | 引き続き4か所にて施設運営を行い支援を行う。  | こども青少年局こども家庭課                |
| 25 | セ 市営住宅の優先入居         | ひとり親住宅の募集等                         | ア.ひとり親住宅(5月)<br>配偶者のない方とその子どものみで構成されている世帯に対して募集を実施している。<br>(※平成24年度より従来の母子からひとり親へ拡充)  | ア 募集(公営住宅・改良住宅) <u>225戸</u> 〈225戸〉  | 引き続き、ア ひとり親住宅(5月)・子育て世帯向け住宅(2・7月定期募集、11月募集)、イ 子育て世帯等を対象とした市営すまいりんぐ(子育て応援型)の募集、ウ 多子世帯に対する当選確率優遇(2・7月定期募集)を実施し、居住の安定を図っていく。 | 都市整備局管理課(入居契約)・こども青少年局こども家庭課 |
|    |                     |                                    | イ.子育て世帯向け住宅(2月・7月・11月)<br>17年度は小学校就学前、18年度からは小学校修了前、29年度からは高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯に対して募集を実施している。<br>(※19年度より、11月募集から2月・7月定期募集に変更)<br>(※21年度より、11月募集にも実施)  | イ 募集(公営住宅・改良住宅) <u>855戸</u> 〈1,025戸〉<br>(中堅層向け住宅) <u>51戸</u> 〈66戸〉  |   |                              |
|    |                     |                                    | ウ.多子世帯に対する当選確率優遇(2月・7月定期募集)<br>18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に対し、抽選番号を2つ付与し、当選確率の優遇を実施している。   |   |   |                              |
| 26 | ソ 民間住宅への入居支援        | セーフティネット住宅登録制度／大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 | 住宅確保要配慮者※の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅(法に基づく「セーフティネット住宅」及び大阪府要綱に基づく「あんしん賃貸住宅」)や当該住宅に係る仲介業務を行う協力店等の登録・情報提供を行うものである。<br>※高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者<br><br>本市では、大阪府と連携して設立したOsakaあんしん住まい推進協議会において、住宅確保要配慮者の居住支援に取り組んでおり、本市が実施する居住支援施策の窓口等を情報提供している。<br>・子どもがすこやかに生まれ育つための情報提供:こども青少年局企画部総務課<br>・高齢者の在宅生活支援サービス:福祉局高齢者施策部高齢福祉課<br>・障がいのある方の在宅での自立生活の支援:福祉局障がい者施策部障がい福祉課<br>・住まいの相談(一般・専門家相談、外国語対応):大阪市立住まい情報センター | 登録件数(令和3年3月末現在)<br>セーフティネット住宅 <u>6,171戸</u> 〈772戸〉<br>あんしん賃貸住宅 <u>8,231戸(うち、大阪市内 5,092戸)</u> 〈8,231戸(うち、大阪市内5,092戸)〉<br>協力不動産店 <u>672店(うち、大阪市内 277店)</u> 〈636店(うち、大阪市内 269店)〉 | 引き続き事業を実施する。  | 都市整備局住宅政策課(住宅政策)             |
| 27 | タ 大阪市子どもサポートネット     | 大阪市子どもサポートネット                      | 支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があるので、支援の必要な子どもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進していきます。   | スクリーニングで判明した課題のある児童生徒とその世帯を支援制度につなぐなど適切な対応を行った割合 <u>53.1%</u>   | 引き続き実施予定。   | こども青少年局企画部企画課(こどもの貧困対策推進G)   |

| 番号 | 事項                     | 事業名                   | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定  | 担当                        |
|----|------------------------|-----------------------|---|--|--|---------------------------|
| 28 | チ スクールカウンセラーの配置        | スクールカウンセラー事業          | いじめ、不登校問題の解決を図るため、市立中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして週1日配置し、地域内の児童や保護者へのカウンセリング及び教職員への助言を行う。<br>相談は予約による面談とし、開設時間は10時から16時45分とする。  | 相談件数 <b>5,477件</b> 〈5,289件〉<br>相談回数 <b>39,292回</b> 〈37,470回〉   | 引き続き事業を実施する。<br>小・中学校への配置・派遣にかかるスクールカウンセラーの報償金予算の決定権が区CMへ移譲されたことから、市立小・中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣は各区CMの意向をふまえて行う。 | こども青少年局中央<br>こども相談センター    |
| 29 | ツ メンタルフレンド訪問援助事業       | メンタルフレンド訪問援助事業        | ひきこもり、不登校等児童に対し、児童の兄または姉に相当する大学生等をメンタルフレンドとして、定期的に派遣することによって、児童の孤立状態を緩和し、自主性や社会性の伸長を援助する。   | メンタルフレンド登録者数 <b>16名</b> 〈36名〉<br>のべ活動件数 <b>6件</b> 〈112件〉   | ひきこもり、不登校児の相談援助活動を継続的に実施するため、引き続き事業を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度は事業中止となった。                         | こども青少年局中央<br>こども相談センター    |
| 30 | テ 不登校児童等に対する通所事業       | 不登校児童通所事業<br>(教育相談事業) | 不登校など悩みを抱える小中学生やその保護者等を対象とする相談活動を行い、学校や専門機関などと連携しながら、悩みを解決できるよう支援する。<br>また、不登校状態にあるこども(主として中学生)を対象として、安心して過ごすことのできる通所を設け、様々な活動プログラム提供や仲間づくりを通して、再登校など社会参加を支援する。   | 通所登録者数 <b>120名</b> 〈166名〉<br>" 延参加者数 <b>3,494名</b> 〈4,918名〉<br><br>市内12ヶ所で14通所ルームを開設   | 不登校児童の社会的自立を支援するため、引き続き事業を実施する。  | こども青少年局中央<br>こども相談センター    |
| 31 | ト 児童虐待防止の取組の推進         | 児童虐待対策の推進             | ・各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、構成機関・団体の情報交換を活発化し、連携を強化するとともに、地域レベルのネットワークを構築し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応、アフターケアに取り組んでいる。<br>・こども相談センターにおいては、児童虐待ホットラインを設置し、虐待通告調査員や児童虐待対応協力員を配置するなど、「24時間・365日相談通告体制」の強化を図っている。<br>・カウンセリング強化事業<br>児童虐待の増加に伴い、親子分離にいたる家族も増加している。このような保護者や子に対して、精神科医や心理職員等により、グループカウンセリングや個別カウンセリングを行い、虐待の防止や家族の再統合の促進を図る。<br>・虐待防止に向けた啓発・広報を行うための虐待防止キャンペーンや研究集会を実施。<br>・医療的機能強化事業<br>児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、鑑定医及び協力病院との連携により、医学的知見の観点からの判断や専門的技術的助言を得ることができる体制を整備。<br>・スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業<br>面接体制の整備のため、性被害等の事実確認面接及び性加害児に対する治療プログラムについてのスーパーバイズを実施。<br>・夜間における安全確認に迅速に対応するためこども相談センター職員の宿直体制の実施。 | ・カウンセリング強化事業<br>グループカウンセリング <b>のべ 75件</b> 〈91件〉<br>個別カウンセリング <b>のべ 440件</b> 〈480件〉<br>グループカウンセリング <b>2グループ</b> (2グループ)<br><br>・医療的機能強化事業<br>協力病院 <b>5病院</b> 〈5病院〉<br><br>・スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業<br>事実確認面接実施回数 <b>41回</b><br>スーパーバイズ(性加害)の実施回数 <b>5回</b> 〈5回〉<br>性加害の治療グループ <b>のべ 278人</b> 〈のべ 160人〉<br><br>・各区要保護児童対策地域協議会を開催<br>代表者会議 <b>年1回以上(コロナの影響で未開催の区あり)</b> 〈年1回以上〉<br>実務者会議 <b>月1回以上</b> 〈月1回以上〉<br>個別ケース検討会議 <b>随時</b> 〈随時〉 | 虐待の防止、早期発見、早期対応、アフターケア等の児童虐待防止事業の強化を図るため、引き続き事業を実施する。  | 中央こども相談センター・こども青少年局こども家庭課 |
| 32 | ナ こどもへのさまざまな体験と学習機会の提供 | 地域こども体験学習事業           | 各地域でこども達に体験学習の機会を提供している団体を支援するとともに、体験学習の重要性を発信することで、各地域におけるこどもの健全育成にかかる気運の向上と活性化を図り、こども達の「生きる力」を育む。   | 地域こども体験プログラム 実施回数 <b>25回</b> 〈66回〉<br>地域こども体験活動研修事業 実施回数 <b>26回</b> 〈68回〉<br>地域こども体験活動啓発事業 実施回数 <b>1回</b> 〈24回〉  | 令和3年度についても、「研修+実体験」プログラム42件、啓発事業16件の実施を予定。   | こども青少年局青少年課(放課後事業)        |
| 33 | ニ 塾代助成事業               | 塾代助成事業                | 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住中学生の保護者のうち、一定の所得要件に該当する者を対象として、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を、月額1万円を上限に助成する。   | 交付決定者数 <b>19,987人</b> 〈18,238人〉<br>参画事業者数 <b>3,021事業者</b> 〈2,834事業者〉<br><br>(実施経過)<br>平成24年 9月～ 西成区にて試行実施(助成対象者は就学援助制度の被認定者又は生活保護受給者)<br>平成25年12月～ 全市実施<br>平成27年10月～ 一定の所得要件を設定し、市内在住中学生の約5割へ助成対象者を拡大  | 引き続き、平成27年10月から実施している内容で事業を実施する。   | こども青少年局青少年課(こども育成事業)      |

|                   | 番号 | 事項                   | 事業名  | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定   | 担当            |
|-------------------|----|----------------------|--|---|--|---|---------------|
| 3<br>養育費確保に向けての支援 | 34 | ア 広報・啓発活動の推進         | 養育費にかかる広報・啓発活動                                 | 養育費の負担は親として当然の義務であるという社会的認識が深まるよう、母子・父子福祉団体等と連携して、養育費に関する講座の開催など広報・啓発活動を行う。   | ・養育費の取り決めや支払いは親としての責務であり義務であるとの社会的認識を深め、養育費の確保を確実にするための情報提供や相談体制を充実したものとするため、<br>・ <b>養育費パンフレットを作成</b> 〈同左〉<br>・ <b>養育費セミナー実施なし</b> 〈同左〉   | 引き続き、養育費パンフレットを離婚届とともに配付することにより養育費について周知し、養育費の重要性についての認識を高めていく。                       | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 35 | イ 区保健福祉センターでの相談・情報提供 | 養育費にかかる区保健福祉センターでの相談・情報提供・同行支援                 | 区保健福祉センターのひとり親家庭等自立支援担当職員等に対して、養育費に関する研修を実施し、相談技能の向上に努めるとともに、児童扶養手当現況届提出時など様々な機会を捉え、養育費の取得に関する情報提供に努めるとともに各区で年2回「離婚・養育費」に関する専門相談を実施。  | ・各区ひとり親家庭等自立支援担当職員研修 <b>1回</b> 〈1回〉<br>・全国母子父子自立支援員研修会 <b>0回</b> 〈1回〉<br>・「離婚・養育費」に関する専門相談 <b>年42回</b> 〈48回〉<br>相談件数 <b>157人</b> 〈155人〉  | 引き続き、事業を実施する。   | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 36 | ウ 専門相談の実施            | 弁護士会に委託し、無料法律相談(定時・随時)を実施、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 | 養育費の履行の確保においては、複雑な法律上の問題がからんでくることが少なくないことから、弁護士による法律相談をセンター事業の相談事業として月に2回(土曜日・水曜日)実施。   | 相談件数 <b>104件</b> 〈101件〉  | 引き続き、事業を実施する。   | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 37 | エ 各種補助金による支援         | 公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金                       | ア 公正証書等作成促進補助金<br>ひとり親等(配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの)の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的として、公正証書等作成にかかる本人負担費用等を補助する。(令和元年9月開始)<br><br>イ 養育費の保証促進補助金<br>当事者以外に第三者(保証会社)を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することで養育費を確実に受け取ることを目的とした養育費保証契約を締結したひとり親等(配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの)に対して、その保証契約費用を補助する。(令和元年9月開始) | ア 補助件数 <b>143件</b> 〈78件〉<br>イ 補助件数 <b>6件</b> 〈4件〉  | 引き続き、事業を実施する。   | こども青少年局こども家庭課 |
| 4<br>経済的支援        | 38 | ア 児童扶養手当の支給          | 児童扶養手当の支給                                      | 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者(児童と同居し、監護し、生計を維持している人)に対して支給する。  | ○支給月額(令和2年4月～)<br>児童1人目 全部支給 <b>43,160円</b> 〈42,910円〉<br>一部支給 <b>43,150～10,180円</b> 〈42,900～10,120円〉<br>児童2人目 全部支給 <b>10,190円</b> 〈10,140円〉<br>一部支給 <b>10,180～5,100円</b> 〈10,130～5,070円〉<br>3人目以降 全部支給 <b>6,110円</b> 〈6,080円〉<br>一部支給 <b>6,100～3,060円</b> 〈6,070～3,040円〉<br><br>○令和2年度末 受給者数 <b>25,617人</b> ( <b>全部17,083人 一部8,534人</b> )<br>(26,410人(全部18,096人、一部8,314人)) | 引き続き、事業を実施する。   | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 39 | イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業    | 母子父子寡婦福祉資金の貸付                                  | 経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童等の福祉を増進するため母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っている。※父子への貸付はH26.10より開始<br>事業開始 事業継続 技能習得 就職支度<br>修業 修学 就学支度 生活 医療介護<br>転宅 住宅 結婚 の各資金   | 母子福祉資金貸付件数 <b>246件</b> 〈264件〉<br>父子福祉資金貸付件数 <b>3件</b> 〈4件〉<br>寡婦福祉資金貸付件数 <b>12件</b> 〈10件〉  | 引き続き事業を実施するにあたり、関係職員に対する研修を充実させるなど、相談窓口の充実を図ることにより、資金の貸付が真に自立に結びつくよう努める。              | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 40 | ウ 医療費助成制度            | ひとり親家庭医療費助成制度                                  | 医療保険に加入している母子家庭及び父子家庭等で、18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の児童とその児童を監護する母もしくは父又は父母以外の養育者について、医療保険の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担を助成している。(所得制限あり)   | 実績<br>母または女性の養育者 <b>55,210人</b> 〈56,681人〉<br><b>21,402人</b> 〈22,004人〉<br>父または男性の養育者 <b>973人</b> 〈1,041人〉<br>児童 <b>32,835人</b> 〈33,636人〉  | 引き続き、18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の児童を監護する母子家庭及び父子家庭等が安心して医療を受けることができるよう生活環境の整備を図る。 | こども青少年局こども家庭課 |
|                   | 41 | エ 寡婦控除等のみなし適用        | 寡婦控除等のみなし適用                                    | 未婚のひとり親については、税法上の寡婦(夫)控除等の対象外となっており、同じ所得額であっても市町村民税額に差が生じ、その結果、保育所等の保育料額等にも差が生じることから、寡婦(夫)控除等をみなし適用して保育料等を軽減。<br>平成30年9月からは、「子ども・子育て支援法施行令」等の改正により、国制度として実施している。  | (保育所等の保育料等の軽減)<br>平成30年4月から8月までは本市独自の制度として実施。<br>平成30年9月からは、「子ども・子育て支援法施行令」等の改正により、国制度として実施している。<br><br>対象件数 <b>なし</b> 〈同左〉  | 税制改正に伴い、令和3年度以降の所得審査からは制度終了   | こども青少年局こども家庭課 |

| 番号   | 事項                | 事業名   | 事業概要   | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定   | 担当  |   |
|--|-------------------|---|--|--|---|---|---|
| 42   | オ 自転車駐車場の利用料金割引   | 自転車駐車場利用料金の減額   | ひとり親家庭等について、1世帯につき1名、自転車駐車場の定期利用券または回数利用券を5割減額する。  | 令和2年度についても有料自転車駐車場条例に基づき自転車駐車場利用料金の減額を実施。<br>(なお、自転車駐車場利用料金の減額対象の適用については、ひとり親家庭のほか障がい者・生活保護受給者・高齢者が対象。)<br>令和2年4月～令和3年3月実績(ひとり親家庭)<br>・回数利用券(販売件数) <b>4,328件</b> (5,315件)<br>・定期利用券(契約件数) <b>28,882件</b> (53,781件) | 引き続き減額を実施する。  | 建設局企画部方面調整課(自転車対策担当)  |   |
| 43   | カ こどもの教育・就学(修学)支援 | 大阪市奨学金  | 大阪市内に居住し、高等学校または高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者(市民税非課税世帯、ただし、生活保護世帯を除く)に対し、奨学金を支給することにより教育の機会均等を図ることを目的とする。<br>・第1学年に属する生徒 年額107,000円<br>(当該年度中に入学した者に限る)<br>・上記以外の生徒 年額72,000円<br>「大阪府高等学校等奨学のための給付金」の対象者は、同給付金を控除した金額が支給上限額となる。             | 選定者数 <b>1,111名</b> (1,183名)  | 引き続き事業を実施する。  | 教育委員会事務局<br>学校運営支援センター事務管理担当                                    |   |
|  |                   | 大阪府公立高等学校就学支援金  | 平成26年4月1日以降に高等学校に入学する生徒…国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給する。<br>ただし、以下の方は対象とはなりません。<br>・高校等を既に卒業した生徒や、全日制で3年、定時制・通信制は4年(ただし休学や出席停止期間を除く)を超えて在学している生徒<br>・専攻科、別科の生徒や、科目履修生、聴講生<br>・「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円以上の世帯の生徒              | 支援金制度適用数 4月認定 のべ <b>3,509人</b> (3,879人)<br>7月認定 のべ <b>10,542人</b> (11,534人)  | 引き続き、事業を実施する。   | 教育委員会事務局<br>学校運営支援センター学務担当                                      |   |
|  |                   | 大阪市立高等学校授業料不徴収  | 平成26年4月1日以前から引き続き高等学校等に在学する生徒…大阪市立高等学校に係る授業料について、国の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」により無償にする。  | 不徴収制度適用数 <b>0人</b> (0人)  | 平成26年4月1日以前から引き続き高等学校等に在学する者に係る授業料については、長期休学などで、標準修業年限(全日制課程で36か月、定時制課程で48か月)を超えず、令和3年10月1日現在、在籍している者に限り、引き続き不徴収制度が適用されるが、不徴収制度自体はすでに廃止されており、平成26年度以降は、法の経過措置として適用している。<br>令和3年度の不徴収制度適用見込は0人 | 引き続き、事業を継続する。   | 教育委員会事務局<br>学校運営支援センター学務担当                  |
|  |                   | 大阪市立高等学校の授業料免除(卒業支援)  | 平成29年4月1日以降に大阪市立の高等学校を修業年限内に卒業できなかった生徒…卒業を支援するため授業料の免除を行う。<br>ただし、以下の方は対象外。<br>・「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく就学支援金の支給を受けている生徒<br>・「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円以上の世帯の生徒<br>・学び直し支援金の受給資格を有する生徒<br>・引き続き在学期間の12月以内に高等学校の全課程の修了の見込みがない生徒 | 授業料免除適用数 <b>38人</b> (33人)  |   | 教育委員会事務局<br>学校運営支援センター学務担当                                      |   |
|  | 児童生徒就学援助          | 市立の小・中学校に在学する児童及び生徒の保護者に対して、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保証するため、学校教材費、特別活動費(校外活動費)、その他諸費、修学旅行費、入学準備金、学校給食費、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金 保護者負担額などの補助を実施。 | 児童生徒数 <b>165,457人</b> (165,088人)<br>受給者数 <b>35,420人</b> (37,544人)<br>受給率 <b>21.4%</b> (22.7%)  | 引き続き事業を実施し、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の就学を確保し、義務教育の円滑な実施に資するよう事業の推進を図る。  | 教育委員会事務局<br>学校運営支援センター事務管理担当  |   |   |
| 5<br>サ<br>ポ<br>ー<br>ト<br>体<br>制<br>の<br>充<br>実 | 44                | ア 区保健福祉センター等における相談・情報提供   | 母子・父子自立支援員等による相談・情報提供  | 各区保健福祉センターのひとり親家庭等自立支援担当係長が効果的な相談・情報提供を行うことができるよう、資質向上に向けた研修を実施し、窓口体制の整備に努める。<br>また、研修等によりひとり親家庭等福祉相談所の機能充実を図るとともに、ひとり親家庭等自立支援担当係長との連携を強化。   | ・ひとり親家庭等自立支援担当職員研修 <b>実施なし</b> (実施なし)<br>相談件数 <b>7,031件</b> (6,415件)<br>・福祉相談所員研修 <b>1回実施</b> (1回実施)<br>相談件数 <b>6,899件</b> (7,980件)   | 引き続き、ひとり親家庭等自立支援担当職員による窓口体制の整備に努めるとともに、ひとり親家庭等福祉相談所の機能充実を図る。    | 子ども家庭課                                      |
|  | 45                | イ 生活困窮者自立相談支援事業による相談支援  | 生活困窮者自立相談支援事業による相談支援   | 仕事がない、借金があるなど生活にお困りの方については、生活困窮者自立相談支援事業(各区役所内に設置)の相談支援員が、複雑で複合的な課題も含めて広く受け止め、関係機関や地域のネットワークとも連携しながら、課題解決に向け包括的な支援を実施している。   | 相談件数 <b>18,484件</b> (8,856件)  | 引き続き、生活困窮者への相談支援を24区で実施する。                                      | 福祉局自立支援課                                    |
|  | 46                | ウ 母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」における相談・情報提供  | 母子・父子福祉センター「愛光会館」における相談・情報提供   | 母子・父子福祉センター「愛光会館」において生活相談を実施。昼間は就労等により相談できないひとり親家庭のために、ピアカウンセリングできる特性を活用し、土曜・夜間に相談を実施している。   | 相談件数 <b>205件</b> (368件)   | 引き続き、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施していく。                                 | 子ども青少年局<br>子ども家庭課                           |
|  | 47                | エ 子どもへの相談支援   | 電話教育相談事業<br>SNSを活用した児童虐待防止相談事業   | ・電話教育相談<br>不登校やいじめ、学習・進路など教育に関わる悩みなどを電話による相談を通して、子どもや保護者に助言を行う。<br>(開設日時)一年365日 24時間対応<br>児童虐待相談対応件数の急増や全国的に後を絶たない重大な児童虐待事案を踏まえ、SNSを主要なコミュニケーションツールにしている児童や保護者が気軽に家庭での不安や子育ての悩みなどを相談できるLINE相談を開設。(令和2年度開始)         | 相談件数 <b>3,847件</b> (—)<br>実施期間:令和2年6月25日～7月31日<br>友だち登録件数 <b>6,458件</b> (—)<br>相談対応件数 <b>3,505件</b> (—)   | 引き続き、学校園への周知を充実し、市民ニーズを踏まえて実施する。<br>令和3年7月26日から令和4年3月31日まで実施予定。 | 子ども青少年局中央<br>子ども相談センター<br>子ども青少年局<br>子ども家庭課 |

| 番号 | 事項                          | 事業名                        | 事業概要  | 令和2年度実績〈令和元年度実績〉   | 令和3年度予定   | 担当                         |
|----|-----------------------------|----------------------------|---|--|---|----------------------------|
| 48 | オ 男女共同参画センター(クレオ大阪)における男性相談 | 男女共同参画センター(クレオ大阪)における男性相談  | 仕事、子育て、夫婦関係やからだのことなど、男性が抱えるさまざまな悩みについての「男性の悩み相談」事業を子育て館において行っている。<br>電話、面接による相談には男性相談員が対応し、平成23年度からは事業を拡充し、第3日曜日にも実施している。<br>電話相談、面接相談(事前予約制)<br>毎週金曜日 19時～21時<br>毎月第3日曜日 11時～17時                         | 相談件数 327件 (324件)<br>面接相談 96件 (105件)<br>電話相談 231件 (219件)                                | 引き続き、相談事業の周知に努め、事業を実施する。  | 市民局男女共同参画課                 |
| 49 | カ 女性総合相談センターにおける相談          | 大阪女性総合相談センターにおける相談         | 女性の抱えるさまざまな日常的な不安や悩みに対応。「総合相談受付」にて個別のお困りごとをお聞きし、個別のニーズに応じた適切な情報を提供したり、抱える悩みに応じた相談におつなぎする。それぞれの相談では専門家(弁護士、心理カウンセラー、キャリアコンサルタント・保健師など)が担当する。   | 相談件数 12,804件 (13,447件)<br>面接相談 596件 (856件)<br>電話相談 12,073件 (12,519件)<br>メール相談 135件 (―) | 引き続き、相談事業の周知に努め、事業を実施する。  | 市民局男女共同参画課                 |
| 50 | キ 大阪市配偶者暴力相談支援センターにおける相談    | 大阪市配偶者暴力相談支援センター           | ・DV被害者に関する各般の問題について相談に応じ、関係機関を紹介する。(平成23年度から実施)<br>・被害者の緊急時における安全の確保にかかる情報提供<br>・保護命令制度の利用についての情報の提供、助言、その他の援助<br>・被害者が自立して生活することを促進するため、諸制度の利用等について情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助、支援                          | 相談件数 1,456件 (1,020件)<br>電話相談 886件 (856件)<br>面談相談 160件 (164件)<br>メール相談 410件 (―)         | 引き続き、相談事業の周知に努め、事業を実施する。  | 市民局男女共同参画課                 |
| 51 | ク 人権相談機能の充実                 | 人権相談窓口                     | ・多様な人権問題に対応するため、各区役所での人権相談および大阪市人権啓発・相談センターにおける休日や夜間にも対応できる専門相談員による人権相談を実施。<br>・人権侵害に対する救済につながるよう専門機関や弁護士等との連携を図る。  | ・区役所での人権相談件数 45件 (49件)<br>・専門相談員による人権相談を実施。<br>課題別相談件数 のべ 2,948件 (のべ3,878件)            | 引き続き、区役所において人権相談を円滑に実施するため、人権相談ネットワーク機能の充実を図る。また、人権啓発・相談センターにおいても引き続き専門相談員による人権相談を実施する。<br>平日昼間だけでなく日、祝日、平日夜間においても対応し、区役所等出張相談を実施するとともに専門機関や弁護士等と連携を図る。さらに、相談者のニーズに対応するため、開庁時間を気にせず利用できるメール相談を実施。 | 市民局人権啓発・相談センター             |
| 52 | ケ ひとり親家庭等関係機関の連携            | 地域におけるひとり親家庭等自立支援ネットワークの構築 | ひとり親家庭の就業・自立支援に関わる関係機関、団体等を構成メンバーとする「ひとり親家庭等支援部会」を区で設置、運営する。<br>また、「子ども・子育て支援会議」の設置する「子ども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会」において、各区からの課題を取りまとめ、効果的な支援策や支援体制のあり方を検討。  | 子ども・子育て支援会議ひとり親家庭等自立支援部会<br>1回開催 (3回開催)  | 引き続き、ひとり親家庭等支援にかかる関係機関の連携を強化する。   | 子ども青少年局こども家庭課              |
| 53 | コ 地域のネットワークの構築              | 地域におけるひとり親家庭等自立支援ネットワークの構築 | ひとり親家庭や、児童虐待のおそれがある家庭など特に支援を必要とする家庭のニーズ発見・見守り・支援につなぐサポート体制の構築を目指し、地域支援調整チーム実務者会議の専門部会として、区レベルの関係機関・団体等が参加し、情報交換、連絡調整等を行う「ひとり親家庭等支援部会」を区で設置、運営。<br>また、地域ネットワーク委員会の構成員にひとり親家庭の関係機関・団体を加え、地域レベルでの取り組みを行っている。 | 12区において計14回開催 (14区において16回開催)<br>参加人数計 361人 (490人)                                      | 引き続き、地域支援システム等への当事者参画を図る。   | 子ども青少年局こども家庭課              |
| 54 | サ 母子生活支援施設における地域連携及び相談支援    | 母子生活支援施設                   | 母子生活支援施設とは、配偶者のいない女性、またはそれに準ずる事情にある女性とその子どもが入所し、自立に向けて生活を支援する児童福祉法第23条に基づく児童福祉施設である。本市では、民設置民営の北さくら園、南さくら園、ポ・ドーム大念仏、リアン東さくらの4カ所が運営されている。<br>20年度より、セラピストによる心理療法を全施設において実施し、今後も継続していく。                     | 引き続き4カ所にて施設運営を行い支援を行った。専門的援助強化事業を継続して実施した。<br>延入所世帯数 1,731世帯<br>専門的援助強化事業実績 のべ 788時間   | 引き続き4カ所にて施設運営を行い支援を行う。  | 子ども青少年局こども家庭課              |
| 55 | シ 子ども支援ネットワーク事業             | 子ども支援ネットワーク事業              | 地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組の活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。  | 大阪市が把握している活動団体のうち、加入要件を満たしている活動団体のネットワーク登録団体の加入率 74.6% (―)                             | 引き続き実施予定。   | 子ども青少年局企画部企画課(こどもの貧困対策推進G) |
| 56 | ス 当事者活動への支援                 | 当事者活動への支援                  | ひとり親家庭同士の支えあいの交流を深める活動を行っている当事者団体やグループ等の活動を支援。  | 1団体 3事業 (同左)   | 引き続き支援を行い、ひとり親家庭の親子の心の安定や自立・社会参加を促す。  | 子ども青少年局こども家庭課              |
| 57 | セ 地域団体や企業、NPO法人など民間団体との連携   | ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定       | 多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO法人など民間団体等(以下「パートナー」という。)と連携する取組を進めていく。                                  | 令和2年度末時点 6団体と締結 (同左)   | 引き続き、事業者を募り、審査・選定していく。  | 子ども青少年局こども家庭課              |
| 58 | ソ 人権啓発等の取組                  | ひとり親家庭等に対する人権啓発等の取組        | ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないよう、人権教育・啓発の取組を推進。   | ひとり親家庭福祉相談所員研修 開催なし (1回64人参加)  | 引き続き、ひとり親家庭であることで、その親や子の人権が侵害されることがないよう、人権教育・啓発の取組を推進していく。  | 子ども青少年局こども家庭課              |